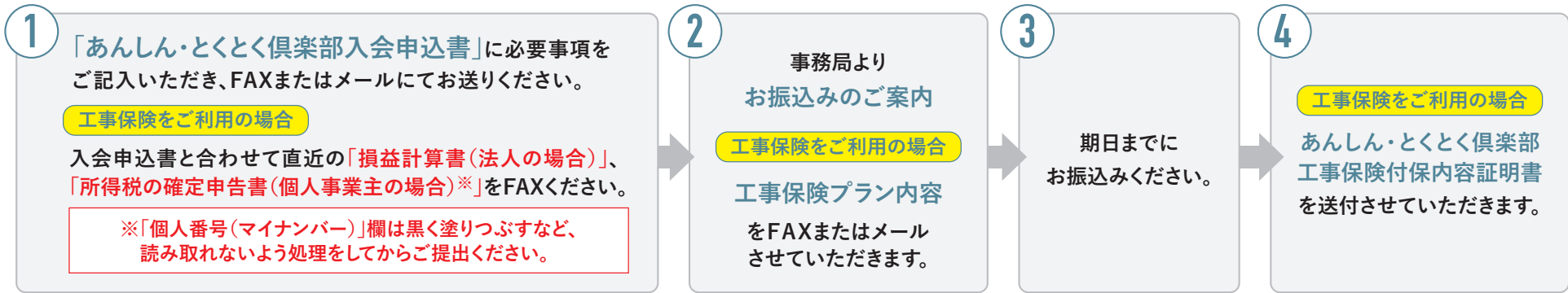


お手続きのご案内

「あんしん・とくとく倶楽部」ご加入までの流れ



※事故の状況（損害率等）によってはご加入をお断りしたり、保険料が割増になる場合があります。予めご承知おください。

「あんしん・とくとく倶楽部」年会費

「工事保険」の保険料は、「あんしん・とくとく倶楽部」の年会費と合わせてご請求いたします。

年間売上高（完成工事）	年会費（消費税対象外）	年間売上高（完成工事）	年会費（消費税対象外）
5,000万円未満	22,000 円	3億円 ～ 4億円未満	110,000 円
1億円未満	33,000 円	4億円 ～ 5億円未満	148,500 円
1億円 ～ 1億5千万円未満	44,000 円	5億円 ～ 7億円未満	198,000 円
1億5千万円 ～ 2億円未満	55,000 円	7億円 ～ 10億円未満	275,000 円
2億円 ～ 3億円未満	82,500 円	10億円以上	275,000 円

※年会費には「住宅あんしんニュース」の購読料を含みます。 ※中途加入の場合、年会費は月割となります。（円単位で四捨五入） ※退会される場合でも、年会費の返還はありません。
※適格請求書の発行はございません。

このパンフレットは保険の特徴を説明したものです。詳しくは「あんしん・とくとく倶楽部各種損害保険のご案内」をご覧ください。

工務店・ビルダーの皆さまを応援します。

あんしん とくとく 倶楽部

のご案内

ご加入期間

2025年3月30日から 2026年3月30日まで

〔制度設計〕

あんしん・とくとく倶楽部

〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1
三井住友海上テプコビル6F

引受保険会社（幹事）：三井住友海上火災保険株式会社

〔代理店・扱者〕

株式会社住宅あんしん保証

〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1
三井住友海上テプコビル6F

＜商品・契約に関するお問い合わせ＞

あんとか・損害保険課 TEL 03-3562-8123 FAX 03-3562-7717

＜事故受付窓口＞

損害サービス部 TEL 03-3562-8123 FAX 03-3562-7717

承認番号：B24-100745 承認年月：2024年11月

あんしん 倶楽部 全体像

あんしん・とくとく倶楽部とは

地域の豊かな街づくりに貢献する工務店・ビルダーの皆さまの発展のために必要な事業を行い、会員相互の親睦、福利厚生を増進を図ることを目的とする友の会組織です。

〔あんしん・とくとく倶楽部の魅力〕

- 会員事業者さまの経営の安定に資するため、「団体保険」のスケールメリットを活かし、個別にご契約されるより割安な「工事保険」をご用意しています。
- 多彩な福利厚生サービスを提供し、従業員満足度の向上をご支援します。
- 建設・建築分野に精通した弁護士による法律相談をご利用いただけます。
- 建築に関連した各種セミナーをご案内します。



メリット 1 団体保険制度

あんしん・とくとく倶楽部では、会員の皆さまの経営の安定に資するため、あんしん・とくとく倶楽部が保険契約者となり、ご加入会員を被保険者（補償の対象者）とする各種損害保険の団体契約をご用意しております。

メリット 2 福利厚生とご利用いただけるサービス

福利厚生

従業員満足度を
アップさせたい

あんしん・とくとく倶楽部

Club off

■ ご登録いただいた役員・従業員の皆さまに、多彩なメニューを会員特別価格でご提供

人気ホテル・有名旅館

レジャー

ショッピング

グルメ

スポーツ

映画館

割引対象施設は全国で

200,000軒以上!

スマホアプリで
クーポン
ご利用OK

現在地から
クーポン
検索

メニュー例

下記のようなメニューがご利用いただけます。



国内・海外の提携ホテルや
旅館、宿泊サイト 等

最大

80%OFF



レジャー・カラオケ
日帰り温泉 等

最大

65%OFF



全国40,000店以上の
飲食店や宅配ピザ 等

最大

50%OFF



提携シネコンの
全国共通鑑賞券 等

会員限定
価格

法律相談

悩み事を相談したい

建築業専門の
弁護士による

法律相談

施主とのトラブル

元請会社とのトラブル

契約書等の作成

といったお悩みを解決!

■ 建設・建築分野に関する法的紛争解決の第一人者である秋野卓生弁護士が代表を務められる「匠総合法律事務所」と提携。
面談・電話・メールによる無料法律相談を実施いたします。

① あんしん・とくとく倶楽部サイト内にある「法律相談」申込フォームに必要事項を入力
▶ 匠総合法律事務所に送信

② 法律相談の日時・方法について匠総合法律事務所から会員事業者さまに連絡

③ 選択いただいた方法で法律相談を実施

※ 第三者との直接交渉、法的な見解を記載した書面の作成、契約書全体のチェック、請負契約書や設計契約書等の匠総合法律事務所推奨書式の提供等の業務については、弁護士業務として受任した上での有料対応となります。
注 メールアドレスを頂いている会員様には匠総合法律事務所より定期的にメールでセミナー動画配信を行っております。

ビジネス支援は Success Net

法人向け情報サービスで、幅広く企業の皆さまをサポートいたします。

■ ビジネスレポート…会社規程集、市場動向、マネジメント情報等経営に役立つレポートを提供します。

■ ビジネス文書等…各種契約書、公的機関への届出書式などを用意しています。

※「サクセスネット」は損害保険ジャパンと第一生命が共同運営する法人向け情報サービスです。

メリット 3 業界情報

■ 「住宅あんしんニュース」をお届けします。

■ 会員の皆さまを対象とした各種無料セミナーをご案内いたします。



工事保険の概要

〈基本プラン〉

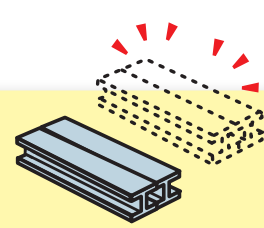
建設中の建物の溶接作業中、火花により建物に着火した。



こんなときに、万一の備えは大丈夫ですか？



工事現場に保管中の工事用材料が盗まれた。



エアコンの据え付け作業中に誤ってお客様の壁を損傷した。



塗装中にペンキ缶を落として、通行人の衣服を汚した。



施工した屋根瓦が落下し、駐車していた自動車を損壊させてしまった。



事務所の管理が悪く、階段の手すりの留具が腐食し落下した結果、来訪中のお客様にケガをさせてしまった。



建設工事中の財物リスクは、**建設工事保険**で補償します！

建設工事に関する賠償責任リスクは、**総合賠償責任保険+建設業E&O**で補償します！

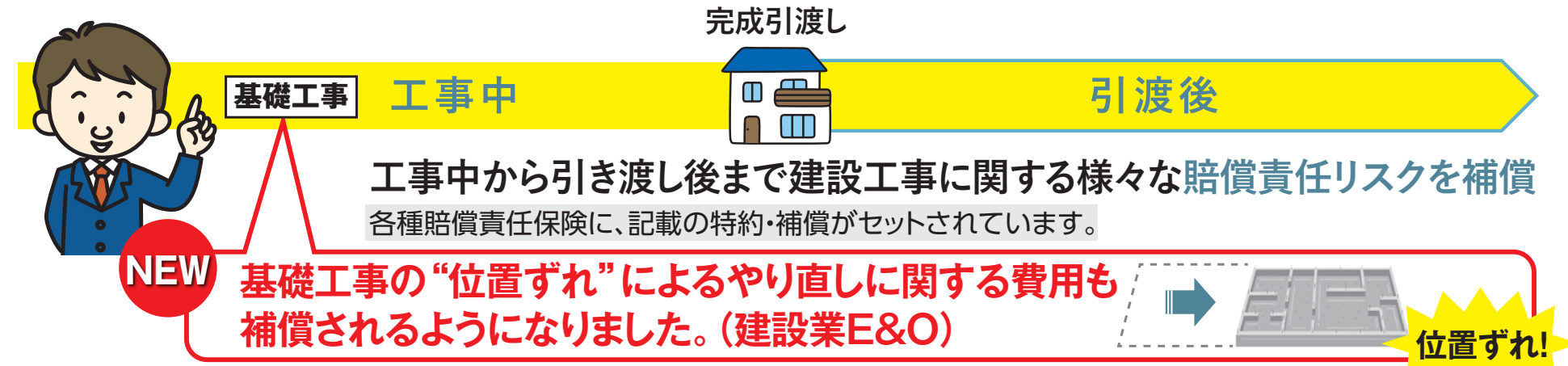
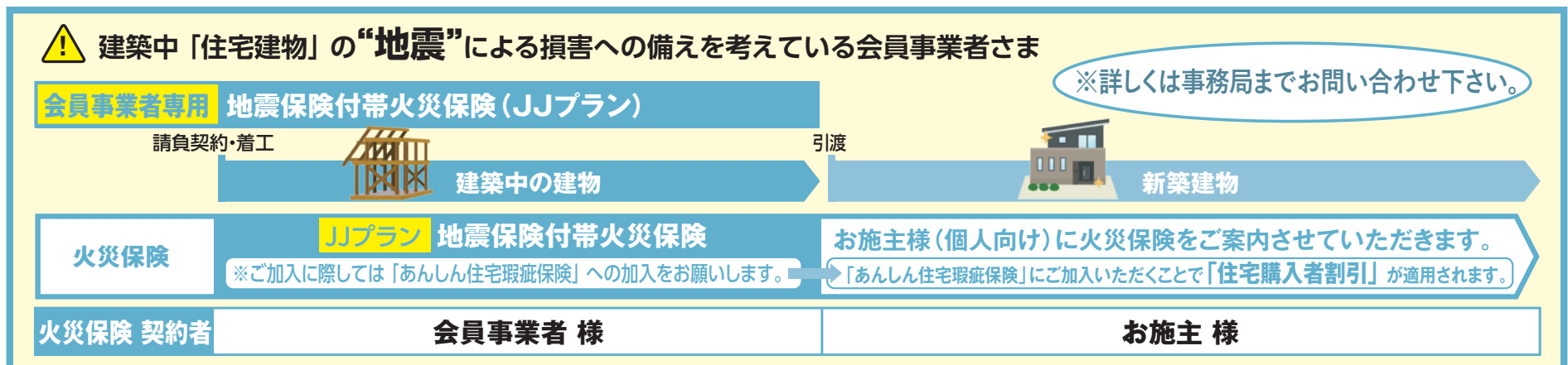


保険金が支払われる主な損害／セットされる特約			
1 火災、爆発、落雷によって生じた損害	2 台風、旋風、竜巻、暴風、突風等の風災によって生じた損害	3 盗難によって生じた損害	4 設計、施工、材質または製作の欠陥によって生じた損害(注)
5 労働者、従業員の取扱上の過失または第三者の悪意によって生じた損害	6 航空機の落下、車両の衝突等によって生じた損害	7 不測かつ突発的な事故によって生じた損害	(注) 設計、施工、材質または製作の欠陥により、崩壊・倒壊・破損等の不測かつ突発的な事故による損害が生じた場合に保険金をお支払いします。欠陥そのものを除去するための費用に対しては保険金をお支払いしません。

上記1～7の補償のほかに、下記の特約がセットされています。

水災危険補償特約 ● 豪雨災害リスクに備えます ● 高潮・洪水・豪雨による土砂崩れも補償します。	引渡後(2年間) メンテナンス期間に関する特約 ● メンテナンス期間中の修補作業の拙劣または過失による事故 例 6か月点検時、高額な玄関ドアの不具合を調整中、玄関ドアが外れて破損した。 ● 建築期間中の「施工の欠陥」による事故 例 室内壁の張付け時、下地の施工に不備があり引渡し後に内壁全体に亀裂が発生し、再施工を実施した。 メンテナンス期間に関する特約の免責金額は、1回の事故につき損害の額の20%または30万円のいずれか高い額となります。 ※ 保険対象の引渡し時および事故発生時のいずれの時点にもこの保険に加入されている場合に限りです。 ※ 本特約につきましては別パターンもご用意しておりますので事務局までご相談ください。
雪災危険補償特約 ● 寒気・霜・氷または雪(豪雪・雪崩に限る)も補償します。	オプション 保険責任期間に関する特約(建売補償特約) 販売用の建売住宅やリノベーション住宅(※1)について、住宅完成後(対象工事終了後)も引渡しまでの間(最長1年間)工事対象物の補償を延長します。 (※1) 対象となる建売住宅やリノベーション住宅は戸建て住宅に限りです。またリノベーション住宅において補償対象となるのは工事対象箇所です。 (※2) 補償が延長されるのは、保険期間中に完成した物件のみです。
荷卸危険補償特約 ● 荷卸作業中の工事用材料や工事用仮設材に生じた損害	
特別費用補償特約 ● 復旧に要する急行貨物割増運賃(航空貨物輸送運賃を除く) ● 残業・休日勤務の割増賃金	
物価上昇等の調整に関する特約 ● 物価や資材単価が上昇した場合、請負金額の積算単価10%までの差額分を補償します。	
保険金額に関する特約 ● 自社工事(モデルハウスの建設、店舗の改装、販売用物件の建設・改装等)対象物に生じた損害を、請負工事と同様に補償します。	

お支払いする保険金 = ①損害保険金 + ②残存物取片づけ費用保険金 + ③臨時費用保険金		支払限度額
①損害保険金	(損害の額(※) - 免責金額) × (合計保険金額 ÷ 前年度請負金額) (※) 損害の額…損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築・再取得または修理の費用。	請負金額(免責金額5万円) ※火災・落雷・破裂・爆発は免責金額なし ※メンテナンス期間中については上記をご参照ください。
②残存物取片づけ費用保険金	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用。 損害保険金の6%に相当する額が限度。 (注)ただし、水災・雪災危険補償特約でのお支払いの場合は対象となりません。	
③臨時費用保険金	保険の対象が損害を受けたために臨時に生ずる費用。損害保険金の20%に相当する金額を一律にお支払い致します。ただし1回の事故につき500万円限度。※水災・雪災危険補償特約でのお支払い時も対象です。	



補償の概要／セットされる主な特約					
請負業者賠償責任保険 建築工事中の賠償事故を補償 管理財物損壊補償特約 ● 工事の遂行中、工事場内における仕事の対象物のうち、直接作業が加えられていた部分に生じた損壊による賠償責任を補償 借用財物損壊補償特約 ● 借用財物(レンタル・リース品等)を損壊させたことによる賠償責任を補償 交差責任補償 ● 下請業者対下請業者、元請業者対下請業者といった相互間の財物賠償事故を補償 地盤崩壊危険補償特約 ● 被保険者の行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う損害に対して補償 1事故につき100万円／保険期間中1,000万円(免責金額:1万円) 工事遅延損害補償特約 ● 事故に起因した対象工事の遅延による賠償責任を補償	引渡後 生産物賠償責任保険 完成・引渡後の賠償事故を補償 Point 生産物自体の補償に関する特約 引渡した工事目的物自体の賠償損害 △ 他物の損壊または他人の身体障害があった場合に限りです。 例 水道配管工事完了後に配管が破裂して水漏れが発生、壁や床、家財が汚損した。原因となった配管の修理が必要となった。 事故原因生産物(原因となった作業が加えられた財物)の支払限度額 1事故・保険期間中1,000万円(免責金額:1万円)				
昇降機賠償責任保険 ● 昇降機の管理不備に起因する賠償事故	共通項目 <table> <tr> <td>● 人格権侵害 不当な身体拘束による自由の侵害または名誉毀損等</td><td>1名 1,000万円 1事故・保険期間中 5億円(免責金額:1万円)</td></tr> <tr> <td>● 使用不能損害 他人の財物を滅失、破損または汚損することなく使用不能にした場合 ● 初期対応費用 緊急的な対応のために要した費用 ● 訴訟対応費用 被保険者が提起された訴訟に対して支出した費用</td><td>それぞれ 1事故・保険期間中 1,000万円 (免責金額:1万円)</td></tr> </table>	● 人格権侵害 不当な身体拘束による自由の侵害または名誉毀損等	1名 1,000万円 1事故・保険期間中 5億円(免責金額:1万円)	● 使用不能損害 他人の財物を滅失、破損または汚損することなく使用不能にした場合 ● 初期対応費用 緊急的な対応のために要した費用 ● 訴訟対応費用 被保険者が提起された訴訟に対して支出した費用	それぞれ 1事故・保険期間中 1,000万円 (免責金額:1万円)
● 人格権侵害 不当な身体拘束による自由の侵害または名誉毀損等	1名 1,000万円 1事故・保険期間中 5億円(免責金額:1万円)				
● 使用不能損害 他人の財物を滅失、破損または汚損することなく使用不能にした場合 ● 初期対応費用 緊急的な対応のために要した費用 ● 訴訟対応費用 被保険者が提起された訴訟に対して支出した費用	それぞれ 1事故・保険期間中 1,000万円 (免責金額:1万円)				
施設所有(管理)者賠償責任保険 ● 施設に起因する賠償事故 営業訪問時の事故					

お支払いする保険金 = ①損害賠償金 + ②各種費用		支払限度額※
①損害賠償金	身体障害の場合：治療費・休業損失・慰謝料等 財物損壊の場合：修理費	1事故・保険期間中 身体障害・財物損壊共通で 5億円(免責金額1万円) ※請負・生産物・施設・昇降機各特別約款 毎の適用となります。
②各種費用	被害者に対する応急手当、緊急措置などの費用 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬などの争訟費用等	

建設業E&O(基礎の位置ずれによる再施工に伴い生じる費用損害・賠償損害を補償)		支払限度額
お支払いする保険金 = ①費用損害 + ②賠償損害		
①費用損害	損害賠償金の発生・拡大防止に必要かつ有益な措置に要する損害防止費用(再施工費用等)	費用損害・賠償損害 1事故 150万円 (制度全体の支払限度額:5000万円) 免責金額10万円 縮小支払割合90%
②賠償損害	基礎工事の位置や向きに誤りにより基礎工事が遅延したことによる他人の経済損失(逸失利益、代替費用、仮住まい延長費用等)	

(注) 基礎工事以外の工事、専門業務の目的物の引き渡し後の損害賠償責任や損害防止費用(再施工費用)については対象外となります。

業務災害補償保険

社員さん・下請さんの労災事故を補償

貴社の業務に従事する方の業務上の災害にかかわるさまざまなリスクを補償します。
本プランは、補償対象者を記名する必要はなく、役員、従業員、下請負人、全員対象です。(アルバイトを含みます)

政府労災保険の認定とは別に保険金をお支払い 無記名でOK 経審15点加算

コース別支払限度額	アドバンス	スタンダード	エントリー
死亡補償保険金支払限度額 後遺障害補償保険金支払限度額	3,000万円	2,350万円	1,250万円
入院補償保険金支払限度日額	7,000円	7,000円	6,000円
手術補償保険金支払限度額	① 入院中に受けた手術の場合 … 入院補償保険金支払限度日額×10 ② ①以外の手術の場合 …………… 入院補償保険金支払限度日額×5		
通院補償保険金支払限度日額	3,500円	3,500円	3,500円
医療費用補償保険金支払限度額	実費 100万円限度	実費 100万円限度	実費 100万円限度
事業者費用補償保険金支払限度額(ワイド) ^(注1)	実費 100万円限度	実費 100万円限度	—
事業者費用補償保険金支払限度額(ベーシック)	—	—	実費 100万円限度
雇用慣行賠償責任補償保険金支払限度額	3,000万円	3,000万円	—
フルタイム補償特約(役員のみ)	○	—	—
天災危険補償特約 ^(注2)	○	—	—

(注1)「特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約」が自動セットされます。
(注2)「天災危険補償支払限度額設定特約」が自動セットされます。

PLUS 使用者賠償責任補償特約 動画で Check

従業員等のケガまたは病気のために、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。

1名 1億円限度 / 1災害 3億円限度

例 長時間労働が原因でうつ状態となり自殺し遺族より訴えられた。

PLUS 休業補償保険金支払特約

従業員がケガ等により就業不能となった場合に一定の保険金を補償します。

5,000円 × 就業不能期間の日数(90日限度)

事業者費用補償特約

ワイド：アドバンス、スタンダード ベーシック：エントリー

事故発生日からその日を含め180日以内に業者が実際に負担した臨時の費用を補償!

ワイド 補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被った場合、もしくは「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合に適用

ベーシック 従業員等が業務に従事している間に身体障害を被り、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いする場合、もしくは労災保険法等によって給付が決定した精神障害により補償対象者が休職*した場合
※補償対象者の職場復帰に要した費用のみ補償対象となります。

補償対象者の葬儀に関する費用 代替のための求人・採用等に関する費用 精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に要した費用 事故現場の復旧費用 搜索費用／救護者費用

ブランドイメージ回復のための広告宣伝活動等に要した費用 特定感染症を発病した場合に、事業者が負担した費用等 同件事象の発生を防止する対策のために負担した再発防止費用(死亡補償保険金・後遺障害補償保険金が支払われる場合のみ)

例 ケガで長期間に亘って就業不能となっている従業員の替わりの社員を採用するために費用が発生した。

雇用慣行賠償責任補償特約

動画で Check



不当行為(※)、または、第三者に対して行ったハラスメント・人格権侵害に起因して損害賠償責任が発生した場合にかかる費用を補償します。

(※) 不当解雇等、差別的行為、ハラスメントなどをいい、不作為を含みます。

●不当解雇 ●ハラスメント ●差別的行為 ●人格権侵害

例 ●休職期間経過により退職勧奨された従業員から「不当解雇だ」と訴えられた。
●パワハラを受けていた社員がパワハラを原因に退職後、精神的苦痛を受けたとし、パワハラをした男性社員と会社を相手取り損害賠償を求める訴訟を起こした。

【業務災害補償保険】付帯サービスのご説明

メンタルヘルスサポート

[受付時間] 平日 10:00～17:00

法律・税務・人事労務相談

[受付時間] 平日 10:00～17:00

※ご利用方法等詳細については、業務災害補償保険の約款に掲載しています。

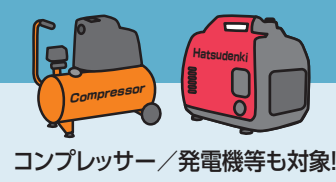


運送保険

大工道具や資材等に発生した損害を補償

1. 大工道具/工事用機械・器具類

大切な大工道具・工事用機械・器具類の盗難等の事故を補償します。(ただし、破損・汚損・水災・雨漏れ不担保)



支払
限度額

①、②合わせて年間200万円
①1事故・保険期間中 1事業者あたり 200万円
②1事故・保険期間中 個人所有品1人あたり 30万円(免責金額1万円)
※野積み中・屋外での保管中に生じた損害、紛失・置き忘れは保険金お支払いの対象とはなりません。

3. 現金・小切手・有価証券

業務用の現金・小切手・有価証券類の保管中・輸送中の盗難事故や火災事故等を補償します。



支払限度額 1,000万円(免責金額なし)

※保管中においては、営業時間外は耐火／防盗金庫内に保管されている場合のみ保険金お支払いの対象となり、手提げ金庫やその他の場所での保管は保険金お支払いの対象とはなりません。
※個人の現金・小切手・有価証券類は保険金お支払い対象とはなりません。(業務用のみ対象)
※紛失・置き忘れは保険金お支払いの対象とはなりません。

2. 資材/支給材

資材の事務所内や倉庫内での保管中および輸送中に生じた盗難・破損・火災等を補償します。

例 倉庫内に保管していた建築用資材が豪雨による水災で流出した。

支払
限度額

1事故 1,000万円(免責金額5万円)

※野積み中・屋外保管中に生じた損害は保険金お支払いの対象とはなりません。
※棚卸し時に発見された数量不一致、紛失・置き忘れは保険金お支払いの対象とはなりません。

1. 大工道具/工事用機械・器具類 2. 資材の補償に限定したプランもご用意しております。

土木工事保険

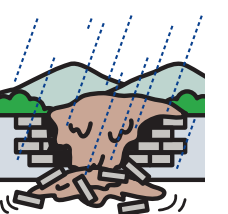
土木工事中の損害を補償

上・下水道工事、道路工事、鉄道工事などの土木工事を主体とする工事を対象とし、その工事中に生じる不測かつ突発的な事故による損害を総合的に補償します。

賠償事故は
基本プラン(総合賠償責任保険)で補償

例 保険金が支払われる主な損害

- 掘削工事中、台風のため付近の河川が氾濫して掘削壁が崩壊し、掘削部分に土砂水となって流入した。
- 豪雨のため盛土法面が崩壊した。
- 強風により型枠および仮設建物が倒壊した。
- 資材置場に保管中の対象工事に用いる鉄筋などが夜間盗難にあった。等



サイバープロテクター

情報漏えい・サイバー攻撃による損害を補償

費用損害

情報セキュリティ事故が発生した場合のブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置を講じることによって被る損害を補償します。

支払限度額 1,000万円(免責金額なし)

事故発生時の付帯サービスのご説明

コーディネーターによる事故対応サポート
初期対応から事故解決までをトータルにサポートする「コーディネーター」をご紹介します。

賠償損害

他人の情報の漏えいまたはそのおそれ、コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務損害、サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊等による損害賠償を補償します。

支払限度額 1億円(免責金額10万円)

事故発生時の専門業者紹介サービス

被害範囲の確認や原因調査及び事故対応方法の策定について経験豊富な専門業者を紹介します。

